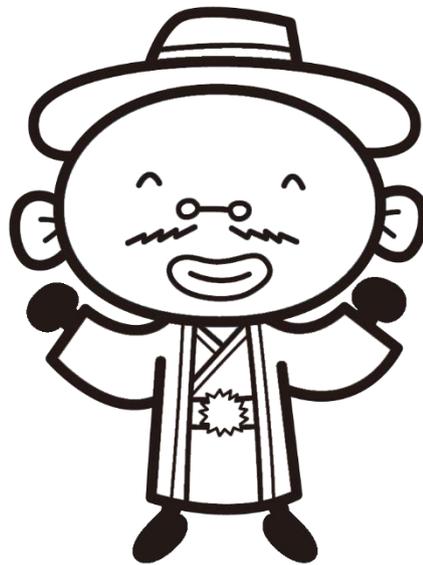


【報告事項】

		資料頁
1. 我孫子市市制施行55周年記念事業実施要領の制定について	企画総務部 (秘書広報課)	P. 2
2. 令和6年第2回我孫子市議会臨時会提出議案	企画総務部 (行政管理課)	P. 8+リンク(市ホームページ)
3. 我孫子市定額減税補足給付金支給事業実施要綱の制定について	財政部 (課税課)	P. 9
4. 我孫子市物価高騰対応生活支援給付金(新たな対象分)支給事業実施要綱の制定について	健康福祉部 (社会福祉課)	P. 14
5. 我孫子市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱の制定について	建設部 (交通政策課)	P. 23

我孫子市

市制施行55周年記念事業実施要領



55th

AbikoCity Anniversary

令和6年6月 企画総務部秘書広報課

1. 市制施行55周年に向けて

我孫子市は、昭和45年（1970）年7月に千葉県で22番目の市として誕生し、令和7（2025）年7月1日に、市制施行55周年を迎えます。

市域は手賀沼と利根川に囲まれた土地であり、水辺には古くから人々が集まり、暮らしを営んできました。江戸時代になると、手賀沼が江戸の食を支える場となり、古代以来の舟運のほかに陸上交通が整備されたことで、布佐湊や我孫子宿に江戸の文化が直接もたらされるようになりました。江戸時代中期には利根川と手賀沼の開発・利用が進み、人々の心を結ぶ祭礼や信仰、伝承もこの頃から急速に広がり、心の拠り所として今も地域の方々により大切に受け継がれています。

大正時代になると、手賀沼とそれを取り巻く風土に惹かれた「白樺派」をはじめとする文人たちが手賀沼のほとりに居を構え、この地で文筆活動を展開し、多くの名作を世に送り出しました。今も残るその旧居や執筆作品は、本市の大切な文化遺産となっており、彼らが暮らした手賀沼の周辺は、今も憩いの場として、多くの市民でにぎわっています。

今を生きる私たちは、先人たちが残してきた歴史・文化という物語、そして自然を活かし、「我（われ）孫（まご）子（こ）」の多世代が住みやすい、魅力ある“あびこ”の姿を次の世代に引き継いでいくために、ふるさと我孫子への誇りと愛着を育み、「ずっと住み続けたいまち」の実現につなげていきます。

2. 基本理念

市制施行55周年を迎える令和7年。この節目を、市全体で祝うとともに、ふるさと我孫子への誇りや愛着を育み、深める機会とします。

市民をはじめ市民団体や企業、大学、行政等、まちづくりに関わる様々な主体が連携してこの記念すべき年をともに祝えるよう、また、これまでの軌跡を振り返り、先人に敬意を表し、輝かしい未来に向けて本市が発展し続けることを願い、市制施行55周年記念事業を実施します。

3. 実施方針

記念式典や記念事業等の実施にあたっては、基本理念を踏まえ、5本の柱に沿って取り組んでいきます。

- ① 地域の文化や歴史、文化遺産などの魅力と財産を再発見し、まちの価値をさらに高める
- ② あびこへの「誇り」と「愛着」を深める
- ③ まちづくりの将来を担う子どもたちの夢や希望を育む
- ④ 市の魅力を市内外に発信し、市のイメージアップを図る
- ⑤ より効果的に事業を実施するため、創意工夫やアイデアを取り入れる

4. 実施期間

記念事業等は、市制施行55周年の記念日である令和7年7月1日を含めた令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間を基本とし、各種事業を展開します。

なお、記念事業等の効果や機運を高めるため、令和6年度から広報や各種事業を実施します。

5. 記念事業等の実施内容

記念事業等は、記念式典、特別記念事業及び協賛事業により構成します。各部署の役割は、事業毎に整理し決定します。

(1) 記念事業等の全体像

① 記念式典

我孫子市市制施行55周年記念式典、我孫子市民文化・スポーツ栄誉章の顕彰、市政功労者の表彰等

②特別記念事業

市及び教育委員会が主催する記念となる事業

- 広報事業（広報紙/ホームページ/SNS/ロゴマークの作成など）
- プロモーション事業（新春特別番組の放送、ロケ地マップの制作など）
- その他、記念切手の制作や公演・展覧会などの事業を予定。

③協賛事業

市の主催・共催・後援・協力事業、市民団体等の既存事業や新たに企画し実施する事業

(2) 各実施事業の概要

①記念式典

- 市制施行55周年の節目を祝う行事として、記念式典を開催します。
- 本市の自治の発展、公共事業、地域振興等のために尽力され、その功労が顕著かつ他の模範となる方を表彰します。詳細は、「我孫子市市制施行55周年記念市政功労者表彰要綱」に定めます。
- 文化又はスポーツの活動により広く市民に敬愛され、社会に明るい希望を与え、我孫子市の名を高めた者に対し、その功労をたたえるため、「我孫子市民文化スポーツ栄誉章」を贈ることを検討します。

(開催概要)※予定

日 時	令和7年7月1日(火) 午後
場 所	けやきプラザ2階 ふれあいホール

②特別記念事業

- 特別記念事業は、市の文化や歴史、文化遺産などの魅力を財産として次の世代に伝えるとともに、あびこへの「誇り」と「愛着」を深め、子どもたちの夢や希望を育むため、市民をはじめ、企業や団体等が関わり全市をあげて事業を実施します。
- 広報あびこやホームページ、SNS、55周年ロゴマークなどを活用し、市制施行55周年を市内外へPRします。

- 令和7年1月1日に、千葉テレビ新春特別番組を放映して市制施行55周年の幕開けを飾るとともに、新たに制作するロケ地マップなどを活用したプロモーション事業を展開し、市のイメージアップにつなげます。
- 市制施行55周年記念の「うなきちポロシャツ」を作成し、販売します。
- 市制施行55周年記念の「うなきち御朱印」を作成します。

③協賛事業

市制施行55周年を広く市民の皆さんに知っていただき、ともに祝えるよう、既存の事業を協賛事業（「冠事業」）として位置づけます。

協賛事業は、別紙「我孫子市市制施行55周年記念協賛事業の取り扱いについて」に基づき実施するものとします。

6. 記念事業等の実施体制

- 記念式典や、市及び教育委員会主催の記念事業等の決定・実施にあたっては、庁議で報告し、全庁的な情報共有を図ります。
- 記念事業等の準備や実施は、各事業を所管する各課が中心となることとします。
- 市民等と連携して、記念事業等を実施する場合は、所管課において実行委員会等の設置を検討することとします。

7. 全体スケジュール(予定)

年	月	記念式典	特別記念事業	協賛事業
R6	6		ロゴマーク募集案内 (市内在住・在学の小中学生対象)	
	7		↓ ロゴマーク募集期間 (7/20~8/31)	
	8	市政功労者推薦		
	9	↓	ロゴマークデザイン選考	
	10		ロゴマークデザイン校正、決定	協賛事業募集開始
	11		ロゴマーク授賞式	市主催・共催事業 調査
	12		ロゴマーク広報等掲載	
R7	1		1.1 千葉テレビ新春特別番組	広報掲載
	2	市政功労者選考委員会		
	3			
	4	市政功労者追加推薦 // 選考委員会(追加分)	ロケ地マップ配布開始	広報掲載
	5			
	6		記念切手完成	
	7	7.1 記念式典 (文化・スポーツ栄誉章の顕彰、市政功労者の表彰)	教育委員会主催の特別記念事業を実施 (内容・実施時期は、生涯学習部を中心に検討中)	広報掲載
	8			
	9			
	10			広報掲載
	11			
	12			

令和6年第2回市議会臨時会提出議案

	議 案	議 案 要 旨
議案 1	工事請負契約の締結について	<p>(仮称) 我孫子市湖北消防署庁舎等新築本体工事の請負契約を締結するもの</p> <p>○契約の目的 (仮称) 我孫子市湖北消防署庁舎等新築本体工事</p> <p>○契約の方法 総合評価方式一般競争入札による契約</p> <p>○契約金額 1,705,000,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 155,000,000円)</p> <p>○契約の相手方 我孫子市天王台1丁目24番10号 上村建設工業株式会社 代表取締役 上村 英生</p> <p style="text-align: right;">【消防本部総務課】</p>
議案 2	工事請負契約の締結について	<p>(仮称) 我孫子市湖北消防署庁舎等新築電気設備工事の請負契約を締結するもの</p> <p>○契約の目的 (仮称) 我孫子市湖北消防署庁舎等新築電気設備工事</p> <p>○契約の方法 総合評価方式一般競争入札による契約</p> <p>○契約金額 230,483,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 20,953,000円)</p> <p>○契約の相手方 我孫子市つくし野2丁目14番7号 株式会社野田電機 代表取締役 野田 佳宏</p> <p style="text-align: right;">【消防本部総務課】</p>
報告 1	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定)	<p>令和6年4月27日午前9時25分、我孫子市布佐1301番地我孫子市立布佐中学校敷地内において、駐車するため賠償相手方が乗用車を前進させ、側溝の上を通過したところ、側溝が破損していたことからグレーチングが跳ね上がり、当該乗用車のリアバンパー、エキゾーストチューブ等を損傷させた。</p> <p>(1) 専決処分日 令和6年6月25日</p> <p>(2) 損害賠償の額 465,597円</p> <p>(3) 過失割合 市100% 相手方0%</p> <p style="text-align: right;">【学校教育課】</p>

我孫子市定額減税補足給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する我孫子市定額減税補足給付金（以下「給付金」という。）の支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 この要綱に基づき給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する納税義務者であって、令和6年1月1日時点で本市に住所を有するもの（本市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税又は市町村民税の所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者を含む。）とする。ただし、第1号に該当する者からは令和5年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除き、第2号に該当する者からは令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除くものとする。

(1) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第3号に規定する居住者に限る。）

ア 3万円に、その者の控除対象配偶者（所得税法第2条第1項第33号の2に規定する控除対象配偶者をいう。）又は扶養親族（同項第34号に規定する扶養親族をいう。）である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年分所得税額として推計した額

(2) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る個人住民税所得割の納税義務者

ア 1万円に、その者の控除対象配偶者（地方税法第292条第1項第8号

に規定する控除対象配偶者をいう。)又は扶養親族(同項第9号に規定する扶養親族をいう。)である者(いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。)の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年度分個人住民税所得割の額

2 前項第1号イの令和6年分所得税額として推計した額は、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和5年分所得税額又は令和6年度分個人住民税課税情報から推計した額とする。

3 第1項第1号イの令和6年分所得税額として推計した額及び同項第2号イの令和6年度分個人住民税所得割の額は、所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)による改正後の地方税法に基づく特別税額控除をする前の当該特別税額控除以外の税額控除後の額をいい、復興特別所得税(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)により課される復興特別所得税をいう。)は含まないものとする。

(支給額)

第3条 前条の規定により支給対象者に対して支給する給付金の額は、次に掲げる額の合算額(1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)とする。

(1) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)

ア 前条第1項第1号アに掲げる額

イ 前条第1項第1号イに掲げる額

(2) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)

ア 前条第1項第2号アに掲げる額

イ 前条第1項第2号イに掲げる額

2 前項第1号ア及びイ並びに同項第2号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、給付金の金額の算定等の事務処理を始める日（次項において「事務処理基準日」という。）は、令和6年6月3日とする。

3 事務処理基準日以後に生じた第1項第1号ア及びイ並びに同項第2号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として同項に規定する給付金の金額に反映しないものとする。

（給付金の申請）

第4条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める申請書（以下「申請書」という。）に本人であることを確認できる公的身分証明書の写しその他市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（代理による申請）

第5条 支給対象者に代わって給付金の支給を受けることができる者（以下「代理人」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。次項第1号において同じ。）

(2) 親族その他の従前から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が適当と認めるもの

2 代理人が申請書の提出をするときは、次の各号に掲げる代理人の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を申請書に添付するとともに、代理人が当該代理人本人であることを示す公的身分証明書の写し等を提出しなければならない。

(1) 法定代理人 代理権を確認できる書類

(2) 前項第2号に該当する代理人 委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）及び市長が必要と認める書類

（申請の期限）

第6条 申請書の提出は、市長が別に定める期間内に行わなければならない。
(支給の決定)

第7条 市長は、第4条又は第5条の規定により申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の支給の可否を決定するものとする。

(支給の方式)

第8条 前条の規定により支給の決定を受けた者に対する給付金の支給は、指定口座振込方式（申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。以下この条において同じ。）により行う。ただし、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他指定口座振込方式による支給が困難な場合に限り、窓口交付方式により行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 支給対象者から第6条に規定する申請期限までに申請書の提出が行われなかった場合は、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第7条の規定による支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われなかったことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該支給の申請は、取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第10条 給付金の支給を受けた者（以下この条において「既受給者」という。）がその支給を受けた後に支給対象者の要件を満たさないことが判明したとき、又は偽りその他不正の手段により支給を受けたときは、市長は、当該既受給者に対し、既に支給した給付金の返還を求めるものとする。

2 市長は、既受給者が修正申告等により新たに我孫子市物価高騰対応生活支援給付金（新たな対象分）支給事業実施要綱（令和6年告示第169号）に

基づき支給される我孫子市物価高騰対応生活支援給付金（以下この項において「生活支援給付金」といい、他の市町村（特別区を含む。）から支給される生活支援給付金に相当するものを含む。）の支給要件を満たすこととなり、当該既受給者に対し生活支援給付金が支給されるときは、既に支給した給付金の返還を求めるものとする。

（譲渡又は担保の禁止）

第11条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

我孫子市物価高騰対応生活支援給付金（新たな対象分）支給事業実施要
綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、物価及びエネルギー価格の高騰による家計への影響が大きい新たに住民税非課税世帯等又は住民税均等割課税世帯等となる世帯とその子育て世帯を支援するため、本市が我孫子市物価高騰対応生活支援給付金（以下「給付金」という。）を支給する事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民税非課税者等 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条の規定により令和6年度の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の均等割が課されていない者又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例に定めるところにより令和6年度の市町村民税の均等割が免除されている者をいう。
- (2) 住民税均等割のみ課税者 令和6年度の市町村民税の均等割が課されている者であって、市町村民税の所得割（地方税法第328条の規定によって課する所得割を除き、同法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）が課されていないもの又は市町村の条例に定めるところにより令和6年度の市町村民税の所得割が免除されているものをいう。
- (3) 住民税非課税世帯等 住民税非課税者等のみで構成する世帯をいう。
- (4) 住民税均等割課税世帯等 住民税非課税者等及び住民税均等割のみ課税者で構成する世帯又は住民税均等割のみ課税者のみで構成する世帯をいう。
- (5) 児童 平成18年4月2日から第6条の市長が別に定める期間の末日

までに出生した者をいう。

(給付対象者)

第3条 この要綱に基づき給付金の支給を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれかの要件に該当する者（他の市町村において給付金に相当するものの支給を受けることができる者を除く。）とする。

(1) 令和6年6月3日（以下「基準日」という。）において、市町村の住民基本台帳に記録されていた者であって次のアからカまでのいずれかに該当するもの

ア 基準日において本市の住民基本台帳に記録され、かつ、住民税非課税世帯等又は住民税均等割課税世帯等の世帯主であった者

イ 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を同じくしない者、女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）若しくは女性自立支援施設の入所者の暴力被害について、当該入所者が属する世帯の親族（配偶者を除く。以下このイにおいて同じ。）が加害者であって、当該親族と生計を同じくしない入所者又は親族からの暴力等を理由に避難している者（避難することについてやむを得ない理由があると市長が認める者に限る。）であって、基準日において、本市に居住するもの及びその同伴者（これらの者がいずれも住民税非課税者等又は住民税均等割のみ課税者である場合に限る。）のうち、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、その旨を市長に申し出たもの（（ア）において「申出者」という。）

（ア） 申出者の配偶者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項又は第10条の2の規定による命令を受けていること。

（イ） 配偶者又は親族からの暴力に関し、女性相談支援センターから証明を受け、又は配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、市町村等

から別に定める被害申出受理に係る確認書により確認を受けること。

(ウ) 基準日の翌日以後に本市の住民基本台帳に記録され、かつ、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

(エ) その他（ア）から（ウ）までに掲げる要件に準ずると市長が認める状況にあること。

ウ 基準日において入所等をしている施設等が本市に所在する者であつて、次の（ア）から（カ）までに掲げる要件のいずれかに該当するもの（住民税非課税者等又は住民税均等割のみ課税者である場合に限る。ただし、生計を同じくする2以上の父母、子又は兄弟姉妹が同一の施設等に入所等をする場合には、その代表者1人に限るものとする。）

(ア) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童等（基準日において、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している者を含む。）をいう。（イ）及び（オ）において同じ。）（保護者（同法第6条に規定する保護者をいう。（イ）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて委託されている者を除く。）

(イ) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第37条に規定する乳児院（以下この（イ）において「乳児院」という。）、同法第41条に規定する児童養護施設（以下この（イ）において「児童養護施設」という。）、同法第42条に規定する障害児入所施設（以下この（イ）において「障害児入所施設」という。）、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設（以下この（イ）において「児童心理治療施設」と

いう。)若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設(以下この(イ)において「児童自立支援施設」という。)に入所し、同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関(以下この(イ)において「指定発達支援医療機関」という。)に入院し、又は同法第27条の2第1項の規定により児童養護施設若しくは児童自立支援施設に入所している児童等(当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ入所している者を除く。)

(ウ) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第2項の規定により障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。以下この(ウ)において同じ。)に入所している者(2月以内の期間を定めて入所している者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。以下この(ウ)において同じ。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第16条第1項第2号の規定により障害者支援施設若しくはのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している者

(エ) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支

援住居施設に入所し、又は女性自立支援施設に入所している者（2月以内の期間を定めて入所している者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(イ) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて入居している者を除き、18歳以上の者にあつては、同法の規定又は「社会的養護自立支援事業等の実施について」（平成29年3月31日雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき入居している者に限る。）

(ロ) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設に入所している者（2月以内の期間を定めて入所している者を除く。）

エ 本市が、身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置（2月以内の期間を定めて行う措置を除く。）を行った者であつて、その入所等をする施設等が所在する市町村の住民基本台帳に記録されていないもの（住民税非課税者等又は住民税均等割のみ課税者である場合に限る。）

オ 基準日以後に死亡したアからウまでに掲げる者（給付金の支給を受けた者を除く。）と同一の世帯等に属する者であつて市長が適当と認めるもの

カ アからオまでに掲げる者に準ずると市長が認める者

(2) 基準日以前に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、

基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもの又は基準日以前に出生した戸籍を有しない者で、基準日において日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、住民税非課税世帯等又は住民税均等割課税世帯等の世帯主に準ずる者であると市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者には給付金を支給しない。

(1) 市町村民税の均等割が課されている者の扶養親族等（地方税法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者、同項第9号に規定する扶養親族、同法第32条第3項に規定する青色事業専従者又は同条第4項に規定する事業専従者をいう。以下この項において同じ。）である者（令和6年1月1日から基準日までの間に離婚した者であって、当該者の配偶者であった者の扶養親族等であるものを除く。）のみで構成する世帯等に属する者。ただし、前項第1号ウに該当する者である場合等、市長が認める場合にあつては、この限りでない。

(2) 「令和5年度補正予算の成立を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について」（令和5年11月29日内閣府地方創生推進室事務連絡）に定める低所得世帯支援事業に該当する給付又は「令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の使用の閣議決定を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について」（令和5年12月22日内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室・内閣府地方創生推進室・デジタル庁デジタル社会共通機能グループ事務連絡）に定める給付金・定額減税一体支援事業のうち、個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付のいずれかの給付の対象となった者が属する世帯及びこれと同等の世帯であると市長が認めた世帯に属する者。ただし、市長が認める場合にあつては、この限りでない。

（給付額）

第4条 給付金の額は、10万円に、給付対象者の属する世帯に属する児童（当

該給付対象者が児童の場合は、当該給付対象者を除く。) 1人につき5万円を加えて得た額とする。

(支給の方法)

第5条 給付金の支給を受けようとする者は、市長が別に定める確認書又は申請書(以下「確認書等」という。)に市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(申請の期限)

第6条 前条の規定による確認書等の提出は、市長が別に定める期間内に行わなければならない。

(代理による申請)

第7条 給付対象者に代わり、給付金の支給を受けることができる者(以下「代理人」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 基準日において、給付対象者の属する世帯に属する者
- (2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。)
- (3) 親族その他の従前から給付対象者の身の回りの世話をしている者等であって市長が適当と認めるもの

2 前項第1号又は第3号に該当する代理人が確認書等を提出しようとするときは、当該代理人は、委任状(給付対象者が第5条の確認書の委任欄への記載を行うことを含む。)を添付の上、次に掲げる書類を市長に提出し、又は提示しなければならない。

- (1) 代理人が当該代理人本人であることを示す公的身分証明書の写し等
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項第2号に該当する代理人が確認書等を提出しようとするときは、当該代理人は、前項各号に掲げる書類及びその代理権を確認できる書類を市長に提出し、又は提示しなければならない。

(支給の決定等)

第8条 市長は、給付対象者又は代理人から確認書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給を決定したときは、給付金を給付対象者の本人名義又は代理人名義の銀行口座へ振り込むことにより支給する。ただし、銀行口座を保有していない等、真にやむを得ない事情があると市長が認める場合に限り、窓口等において支給する。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 市長は、給付対象者(その代理人を含む。以下この条において同じ。)が第6条に規定する申請の期限までに第5条又は第7条第2項若しくは第3項の規定による確認書等の提出を行わなかったときは、当該給付対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が前条第1項の規定による給付金の支給の決定を行った後、確認書等の不備による振込不能その他給付対象者の責めに帰すべき事由により給付金の支給ができなかった場合において、市長が確認に努めた上で、なお市長が別に定める日までに補正等が行われなときは、当該給付金の支給の申請は、取り下げられたものとみなし、当該給付対象者が給付金の支給を受けることを辞退した場合と同様に取り扱うものとする。

(不当利得の返還等)

第10条 市長は、給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該者に対し当該給付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。

(2) 給付金の支給を受けた後に給付対象者の要件を満たさないことが判明したとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

我孫子市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車乗車用ヘルメットの着用を促進し、交通マナー及び安全意識の向上を図り、交通事故被害の軽減に寄与するため、自転車乗車用ヘルメットを購入した者に対し、予算の範囲内において、我孫子市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自転車乗車用ヘルメット 自転車に乗車する際に着用して頭部を保護する目的で製造され、次に掲げるいずれかの認証を受けたことが分かるマークが表示されているものをいう。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSマーク

カ 国に登録された認証機関が日本産業規格に適合するものであることを認証したJISマーク

(2) 児童等 平成16年4月2日から令和5年4月1日までに出生した者をいう。

(3) 保護者等 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童等を現に監護する者又は児童等の属する世帯の世帯主をいう。

(4) 自転車損害賠償保険等 自転車による交通事故により他人の生命又は身体を害した場合において生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。

(交付対象者)

第3条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす場合に、自転車乗車用ヘルメットを使用する児童等（以下「使用者」という。）の保護者等を補助金の交付の対象となる者として補助金を交付するものとする。

(1) 保護者等が、使用者が使用する自転車乗車用ヘルメットを購入したこと。

(2) 自転車乗車用ヘルメットを購入した日から補助金の交付の申請をする日までの期間において、保護者等及び使用者が継続して本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。ただし、使用者が災害に伴う避難住民であること、保護者からの暴力を理由とした避難者であることその他の理由により、使用者が本文の要件を満たせないことについて市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(3) 使用者が自転車による交通事故を起こし、損害賠償責任を負った場合に適用される自転車損害賠償保険等に加入していること。

(4) 保護者等及び使用者の世帯に属する者のうちに、我孫子市暴力団排除条例（平成24年条例第7号）第2条第3号に規定する暴力団員等がないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和6年4月1日以後に購入した新品の自転車乗車用ヘルメットの購入に要した費用（送料を含み、使用者1人につき1個に限る。）の額（現金と同様に使用できるポイントで支払った場合は、そのポイントで支払っ

た額を含む。)とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、自転車乗車用ヘルメット1個につき2,000円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、我孫子市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 新品の自転車乗車用ヘルメットの購入に係る領収書(購入店、購入日、金額及び送料が分かるものに限る。)の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和7年2月28日までに行わなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、我孫子市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(請求)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者(次条において「交付決定者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、我孫子市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金請求書(様式第3号)により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は交付を受けたときは、当該交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年8月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定により交付の決定を受けた者に係る第8条に規定する交付の決定の取消し等については、同日後もなおその効力を有する。